

平成 22 年度第 5 回理事会次第

日 時 平成 22 年 9 月 26 日 (日) 10:00

会 場 千葉県社会福祉センター4階会議室

1. 出席者及び資料の確認
2. 開会
3. 会長挨拶
4. 議 題
 - (1) (社)日本社会福祉士会支部長会議報告
 - (2) 各委員会報告事項に対する質疑(事前送付資料によりご確認ください)
 - (3) 議事(案)
 1. 第 21 回(2013年度)(社)日本社会福祉士会全国大会について
 2. 会の業務に要する身分証交付に関する規則について
 - (4) その他 平成 23 年度事業計画・予算要望について
5. 閉会

地域包括支援センター部会報告事項

報告事項

① 高齢者虐待対応専門職チーム

9月13日 九十九里町地域包括支援センター「高齢者虐待について」講師 須田 仁氏

9月17日 君津市担当者会議派遣 栄名 高子氏

② 千葉県委託高齢者虐待防止対策研修 地域包括現任者向け（虐待対応ソーシャルワークモデル研修）

8月31日 出席者 64名

9月21日、出席者 61名 高齢者虐待対応専門職チームメンバーがファシリテーターとして出席

相談事業部会報告事項

今後の参加予定相談予定

- ・淑徳大学キャリアフェスタ 10月 16 日 山本さん
- ・習志野市福祉ふれあいまつり 10月 23 日 久保田さん、山本さん
- ・福祉のしごと就職フェア・in ちば 10月 30 日 辻村さん、森澤さん

11 月に部会を開催予定

[研修委員会]

研修啓発部会

【報告事項】

1、ジェイシー教育研究所

→第一回 Web 模試問題。9月8日最終稿入稿

第二回 Web 模擬試験。10月中旬初稿入稿予定。現在作成依頼中

2、日本社会福祉士会全国生涯研修委員会議

「生涯研修制度の見直しについて」

本部—生涯研修制度改善委員会—より 9 月に別紙資料配布あり

3、「モチベーション講座」

内容：別紙チラシの通り

例年「直前対策講座」としている講座を名称変更

【議事】

1、実習指導者講習会 別紙

千葉県社会福祉士会 研修啓発部会 主催

第23回 社会福祉士国家試験モチベーション講座

平成23年1月に開催する社会福祉士試験のポイントと対策を学びます。

日程： 第1回 11月13日（土）10:00～15:30
第2回 12月25日（土）10:00～15:30 } 2回1セットです。
会場： 千葉県社会福祉センター4階会議室
受講料： 講座のみ・・5000円 講座+受験ワークブック購入・・11300円
参考書： 社会福祉士受験ワークブック2011 専門科目編（中央法規）3150円
社会福祉士・精神保健福祉士受験ワークブック2011 共通科目編（中央法規）3150円

○第1回目、第2回ともに、午前は重要科目的対策を講義、午後は試験の合否者を交えたグループディスカッションを行います。グループディスカッションでは、各グループに分かれて、受験ワークブックを使用しながら、過去問の解答を作成していただき、グループ内で発表していただきます。

○共同学習に取り組むことにより、個々のモチベーションを高めると共に、発表を通して知識の再点検及び理解度を深めることができます。従来の講師による一方通行の講義ではなく、ワークショップ形式の講座となります。

申込方法：① 空き状況の照会をいたしますので、お電話またはメールで事務局へお問合せ下さい。

② 空き状況の確認が出来ましたら、お近くのゆうちょ銀行から、郵便局に備え付けの払込票により、受講料を下記口座へお振込下さい。（大変恐縮ですが、振込手数料は各自ご負担いただきますようお願いいたします。）

口座番号	00170-0-713799	口座名称	社団法人 千葉県社会福祉士会
------	----------------	------	----------------

③ 往復はがきの往信裏面に振込票を貼付頂き（縮小コピー可）、以下の必要事項をご記入下さい。

1 氏名（ふりがな）	4 電話番号／携帯電話		
2 郵便番号	5 勤務先／学校名		
3 受講票送付先住所	6 受験ワークブック購入有無		

④ 返信表面に受講票送付先（裏面に受講票を印刷し返送いたします）を記入頂き、事務局へ送付下さい。

※ 当会の責めによる以外は、お振込み後の受講料を返金いたしませんのでご了承ください。

当日は必ず『受講票』をお持ちください。受付で確認いたします。

定員：50名（定員になり次第、締め切らせていただきます。）

申込〆切：10月22日（金）

※ メールが過ぎても定員に達しない場合は受付いたしますので、ホームページをご確認いただくか事務局までお問合せ下さい。

ご注意：2回1セットの講義となります。欠席された場合も一日ごとの返金はいたしません。

くお問い合わせく 社団法人 千葉県社会福祉士会 事務局

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター4階

TEL: 043-238-2866 FAX: 043-238-2867 E-mail: office@cswhiba.com

◎ お近くの社会福祉士国家試験を受験される方にも是非ご紹介ください！

事項	平成22年度 予算額	平成23年度 概算要求額	差引 増△減額	備考
	千円	千円	千円	
2 実習施設における実習指導者の質の向上				
(1) 介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修事業	21,793	14,376	▲ 7,417	介護福祉士の養成に係る実習施設における実習指導者の資質を確保するための研修の実施（日本介護福祉士会）
(2) 社会福祉士養成実習施設実習指導者特別研修事業	19,600	16,464	▲ 3,136	社会福祉士の養成に係る実習施設における実習指導者の資質を確保するための研修の実施（日本社会福祉士会）
IV 独立行政法人福祉医療機構				
1 運営費交付金				
(1) 一般勘定分	3,450,418	3,286,901	▲ 163,517	
(2) 共済勘定分	552,612	552,612	0	
2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	25,617,137	21,312,337	▲ 4,304,800	給付予定人員の減 (74,480人 → 59,215人)
3 社会福祉振興助成費補助金	3,047,263	2,081,376	▲ 965,887	政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援することを目的に、民間の創意工夫ある事業に対し助成を行う。
4 社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金	5,600,000	5,600,000	0	<p>1 財投原資の確保</p> <p>貸付契約額 2,598億円→3,236億円 (うち福祉貸付 1,250億円→1,613億円) 資金交付額 2,487億円→3,070億円 (うち福祉貸付 1,263億円→1,540億円) 財政融資資金 2,083億円→2,653億円 自己資金 404億円→ 417億円 財投機関債 330億円→ 370億円</p> <p>2 福祉貸付の条件改善 (貸付条件の改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①木材利用による施設整備及びエネルギー効率が高い設備整備などエコ対策に係る融資率等の優遇措置 ②一般財源化された老朽施設の改築整備に係る融資率等の優遇措置 ③土地を購入し施設整備する場合の償還期間等の延長 ④小規模組織に対する経営資金の貸付 ⑤災害時等の一時的な資金需要に対する経営資金の貸付

3. 見直しの方向性

- (1)生涯研修制度の目的や理念についての変更はない。
- (2)見直しが必要なのは、制度運用の側面
 - ①力量の向上がわかる制度運用にする。
 - ②キャリアアップについてイメージできる、成長モデルを示す。
- (3)研修体系について
 - ①受講者（会員）が体系的な研修の受講できる体系にすること。
 - ②社会福祉士に「共通に必要な力量」と「分野別の力量」が相互に関連して獲得できる体系にすること。
 - ③必修化すべき研修と、各自の選択に任せる研修の整理を行うこと。
 - ④継続研修や事例検討など、同種の研修について深化させていく体系や更新制などの検討
 - ⑤研修の構成要素と、それにより獲得できる力量についての評価
- (4)社会福祉士に「共通に必要な力量」と「分野別の力量」
 - ①社会福祉士に共通に必要な力量は、
 - 社会福祉士としての「価値」を理解し「価値」を実践の拠り所とできること
 - 社会福祉士に共通に必要な「知識」を獲得し「知識」を活用できること。
 - 社会福祉士に共通に必要な「技術」を理解し「技術」を実践で駆使できること
 - ②分野別の力量は、
 - その分野特有の「知識」を理解しその「知識」を活用できること。
 - その分野特有の「技術」を理解しその「技術」を実践で駆使できること
 - ③社会福祉士の力量は社会福祉士に共通に必要な力量に重点をおく。
 - どの分野にいても社会福祉士としての実践が可能であること。
- (5)社会福祉士に共通に必要な力量の獲得イメージ
 - ①社会福祉士の「3つの役割」と共通基盤（6領域）をベースに社会福祉士に「共通に必要な力量」を身につける。

※「3つの役割」

 - 福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する
 - 利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく
 - 地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける
 - ②ケアマネジメントやネットワーク等に関する知識・技術の修得。
- (6)研修体系と実務経験の関係性をどう考えるのか。
 - ①実務経験の程度によって実践力の違いはある。新人とベテランでは違う。レベルに応じた研修は必要である。
 - ②実践をしていない人でも価値や知識の習得はある程度可能だが、技術の習得は難しい。
 - ③会はそれぞれの実務経験に応じた研修メニューを提供するが、どの研修を受講するかは会員が判断するものである。
 - ④今後、本会に入会する会員は新卒が多いと想定されることから、新卒者をイメージし研修体系を構築する。
- (7)研修のステップアップと生涯にわたる研修をどう考えるのか。
 - ①生涯研修は会員が自ら計画的に行うものであり、本会はそのための研修メニューを用意する役割。
 - ②本会は会員がステップアップできる研修を制度として位置づける。

(8) 基礎研修の内容について（必修研修）

- ①基礎研修は会員の力量のばらつきを出ないようにする役割があり、会全体の力を底上げする役割がある。（土台となる）
- ②基礎研修にソーシャルワークの基礎的な実践を加味すべきである。
- ③現行の基礎研修よりも高度で、社会福祉士として業務を行うのに最低限必要なものを組み入れるべきである。

(9) 「価値」「倫理」や「事例検討」などの研修について

- ①価値を大切にすることが必要。価値は長い目で研鑽を行うことが必要。また、実践との結びつきが重要。
- ②倫理については重要性が認識されており、倫理綱領の改訂後に伝達研修を行うなどしてきた。しかし、倫理綱領を読み合わせたり、講義を聴いたりするだけでは倫理について身に付いたとは言い難い。演習などを組み込むことが必要である。
- ③事例を持ち寄っての研修を行わないと実践力は高めにくい。

(10) 本会と支部の役割分担

- ①会員の増加に伴い、研修機会の保障という側面からも本会と支部の役割分担が必要である。
- ②受講者の履歴管理のあり方などの検討が必要である。

(11) その他

<エビデンスの集積>

- ①援助プロセスにおける専門性を示すエビデンスの集積が必要。事例研究。

<専門社会福祉士との関係>

- ①生涯研修制度は、専門社会福祉士認定の為の制度（手段）ではない。
(生涯研修制度は社会福祉士（会員）全体のレベルアップを担うとともにその力量を担保する。)
- ②ただし、専門社会福祉士になるための必要条件（過程）と位置づけることは可能である。

4. 見直しの論点

[制度の構築]

- (1) 力量が向上する（ステップアップ）ことがわかる制度。
 - ・現場（職場）において自己のキャリアアップをイメージできる。
 - ・自己成長と必要な研修のモデルが示せる。
 - ・キャリアに応じた研修体系の整備。
 - ・経験目標に応じた段階的な研修の設定
- (2) 共通研修課程及び専門分野別研修課程に含める研修の整理が必要。（研修の体系化）。
 - ・ジェネラルな力量と分野の力量が関連して獲得できる体系。
 - ・共通基盤の部分と専門的な部分が同時に獲得できると良い。
- (3) 研修のプログラムの妥当性
 - ・個々の研修の構成要素（獲得できる要素）を評価することが考えられる。
 - ・研修プログラムの効果的運営と受講要件
- (4) 必修化すべき研修の整理が必要（研修の義務化ができるないか）。
 - ・基礎研修
 - ・倫理研修、権利擁護の研修
 - ・事例検討
- (5) 継続研修や事例検討などフォローアップのある制度（継続性のある制度、更新制度）。
 - ・段階的な研修設定
 - ・ステップアップが分かる制度にする。
- (6) 研修修了が制度施策と結び付くと良い。
 - ・研修の効果が実践を通して評価できると良い。
 - ・エビデンスの集積

[研修を運営するための組織]

- (7) 生涯研修センターの組織体制（機能、役割、権限など）
 - 生涯研修センター協議会の機能などについて
 - 研究開発部門
 - 企画運営部門
 - 制度改善部門
 - 全国生涯研修委員

[支部との関係性]

- (8) 支部主催研修との関係整理が必要。
 - ・研修受講機会の保障するための役割分担
 - ・受講管理の役割分担

[新制度の移行方法]

- (9) これまでの参加者に不利が生じないこと。

- (10) 管理システムの変更は専門社会福祉士制度にも関係する。

研修情報管理
個人情報管理

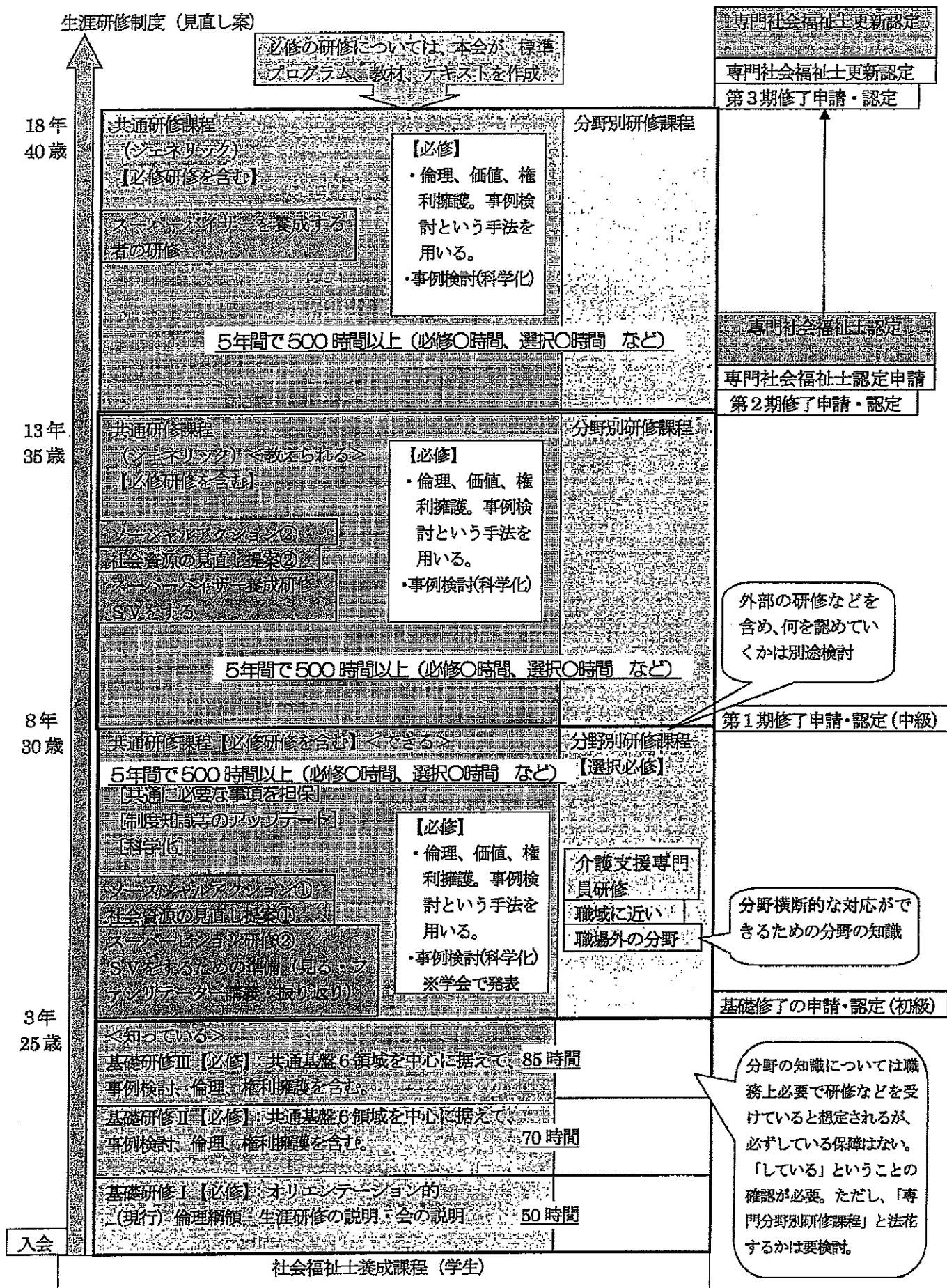
5. 見直し案

(1) 新・生涯研修制度体系

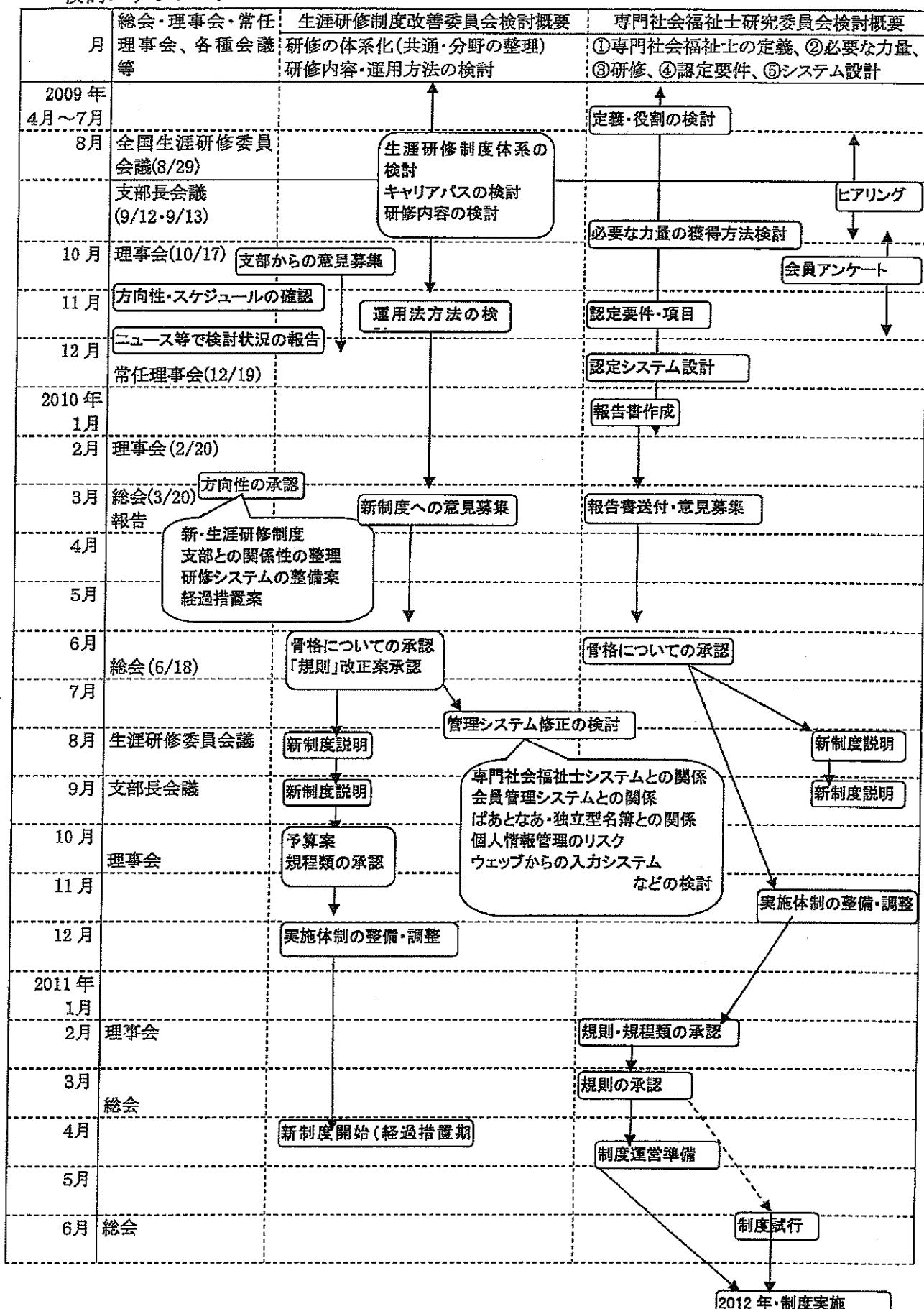
新・生涯研修制度体系の枠組みを次頁のように描いた。

現行の生涯研修制度との主な違いは次のとおり。

項目	現行の生涯研修制度	新生涯研修制度（案）
新入会員への研修の考え方	基礎研修 (入会後3年以内に会員全員受講)	基礎研修Ⅰ（1年目） 基礎研修Ⅱ（2年目） 基礎研修Ⅲ（3年目） 最低限社会福祉士に共通に必要な力量を研修する。
生涯にわたる研修の考え方	共通研修課程（3年毎に申請）	共通研修課程の申請期間は、基本年限を5年とする。
共通・分野別の考え方	「共通研修課程」を社会福祉士に共通に必要な力量を向上させる課程として基幹的研修に全国統一研修【2009年度より共通基盤研修】を位置づけた。ただし、この課程は分野別研修も含まれる。	「共通研修課程」は必修の科目を含むものとする。 ・倫理、権利擁護は必修とし、事例検討などの演習方式を取り入れる。 ・科学化ができるようになるために事例検討を行う。 ・制度知識のアップデートは全員が押されて欲しいことを押さえるものとする。 ※制度改正とともに、養成課程新カリキュラムで追加になった事項などを含む
	「専門分野別研修課程」を特定の専門性を高める課程として、一定の要件を満たす分野別研修を指定し、位置づけた。	「専門分野別研修課程」の研修も段階を設ける。 ・指定要件の検討が必要。 ・現行の研修についても見直しが必要。
ステップアップの考え方	なし	制度全体をステップアップとして整理する。
	特定分野の研修にステップアップ研修を組み込んでいる。（ただし共通研修課程の位置付け）	共通も、専門分野もそれぞれステップアップが見えるようにする。
	専門分野別研修修了認定	どの段階を修了したかの認定となる
申請制度	共通研修課程修了申請（3年間で60単位以上） 専門分野別研修修了認定申請（研修の修了）	共通研修、事例検討の修了と分野別研修の修了がセットになる。 専門分野別研修の単位等の考え方は要検討。
その他	基礎研修、共通基盤研修、倫理研修等の必修の研修は、ガイドラインの作成、教材の作成、リーダー養成研修等を行ってきている。 在宅研修（支部主催）による共通基盤の研修。	段階的に上位の研修課程を修了した者については、研修の講師・ファシリテーターとして登用するシステムを作る。 (講師用の教授法等の研修も必要か) 必修研修についての、プログラム作成、教材作成、など支部開催のための支援が必要。
		必修研修については、会員の研修機会の保障のために、「通信研修」「eラーニング」等の検討が必要か。



検討スケジュール



生涯研修制度に関する支部からの意見

7支部からご意見がありました。方向性については概ね賛同するとされています。

なお、生涯研修制度の見直しに関する意見以外（例えば、国家資格の在り方、入会率の向上など）の意見は割愛させていただきました。

	支部からの意見	新制度の方向性
研修体系	ステップアップの実感できる制度にして欲しい。 例えば、基礎研修の後、共通基盤研修的要素の研修までは必修化（5年以内）すべき。 合格後すぐに行う実務者研修と専門研修の実施が望ましい。 共通研修より分野別研修を重視しながら、介護福祉士が検討している専門介護福祉士のような「管理者」「研究」「専門」などのコース別体系がわかりやすいのではないか。	ステップアップの見える制度とする。 基礎課程（3年）は必修とし、原則として基礎課程修了後に専門課程に進む。 社会福祉士として共通に必要な事項は必修化していく。 職務で必要な事項は、職場事情に応じて受講していくものとする。 共通研修と分野別研修とは両方が必要であり、どちらがより重要ということではないと考える。それは法改正と改正法における社会福祉士の定義でも確認できる。 専門社会福祉士認定制度に関しては、生涯研修制度とは別に検討中。
研修内容	養成課程カリキュラムに連動した研修内容の見直しが必要ではないか 魅力的な研修内容の検討 研修が受けやすいうことも大事であるが、一定基準を満たしての受講・修了が認められる研修も必要ではないか。 研修効果の測定が必要。 福祉経営が着目されていないが、強化の必要がある。	専門社会福祉士認定制度ともあわせて内容を検討中。 検討予定。 研修の目的に応じて受講要件や修了要件（課題や試験）を設定する予定。 福祉経営についても着目している。
研修運営	実習・実践の重視が必要ではないか。ロールプレイの実施やフィードバックを実施するべき。 支部研修との役割分担の明確化。 支部での研修の裁量を残して欲しい。 支部との役割分担の明確化。 研修プログラム、マニュアル等の提示をして欲しい。	研修方式については、講義だけではなく、演習などを取り入れるなどの基準を設定していく予定。 支部独自の研修の規制はしない。 研修については基準を設け単位認証していく方向。 必修研修については本会で研修プログラム開発、教材作成、リーダー養成などを実施予定。

研修運営	支部の実施体制による差があり、実施可能か不安がある。	支部の実施については支援をする予定であるが、支部での研修実施の体制も整えていただきたい。
	研修を受けやすい環境の整備が必要	会員がより身近なところで研修を受けられるようにしていきたい。支部での研修実施体制も整えていただきたい。
	申請手続きの工夫をして欲しい。	申請手続きや支部実施研修を含む履歴管理について検討中。
	講師確保が必要。 特に上の段階についての講師が必要。	一定の研修課程を修了認定された者が、講師・チューターなどになり後進育成に携わるシステムにする。 リーダー養成や講師養成を行う予定。
研修後の活用	研修修了後に試験を実施し、合格者に認定称号を与え社会的認知を促す。	研修の実施方法、効果測定は研修目的に応じて設定する。 生涯研修制度の課程修了認定と専門社会福祉士認定制度の認定とを整理する。
	研修修了後に試験を実施し、合格者に認定を与え、加えて実務経験のある者には指導的立場への登用の道を開く。	生涯研修制度の課程修了認定と専門社会福祉士認定制度の認定とを整理する。 課程修了認定者を生涯研修制度及び会の活動に登用・活用する。
その他	現行の生涯研修制度の実績の移行ができるようにして欲しい。	新制度開始前の入会者については研修修了実績に応じた経過措置を設ける予定。
	科学化の用語がわかりにくいのでよりわかりやすくして欲しい。	科学化は、自らの実践を言語化、実践からエビデンスを導き出すこと。
	基礎研修ⅡⅢの内容が不明確である。	具体的な内容は検討中。ⅠⅡⅢは1年目、2年目、3年目と順を追って受講するという意味。

新生涯研修制度施行に向けての論点整理

◎研修制度

論点項目	現行制度とその課題	新制度の考え方・対応
生涯研修の考え方と研修の計画	<p>①研修に終わりはない。(生涯にわたり研修を続ける)</p> <p>②受講する研修は会員が自ら必要なものを計画に従って受講していくとしているが、研修計画を立てているとは限らない。</p> <p>③新人にとっては研修計画を立てること自体が難しい。</p>	<p>①研修に終わりはない。(生涯にわたり研修を続ける)</p> <p>②研修計画は、専門課程に入る際に立てるになります。専門社会福祉士認定制度との関係もありますので、計画的に研修を受講することが必要になります。</p> <p>③「基礎課程」(入会1～3年目)は必修として履修内容を定めるため、どの研修を受けるか個別に研修計画を立てる必要はありません。</p>
基礎課程(基礎研修)	<p>①基礎研修は、入会後3年以内に会員全員受講としているが、必ずしも受講していない。</p> <p>②基礎研修を受けていなくても不利益がない。</p> <p>③ガイドラインはあるが内容が十分に実施されていないものもある。</p>	<p>①基礎研修は、必修の研修として新入会員全員が受講し、基礎研修Ⅰ～Ⅲと積み重ねを行うことになります。</p> <p>②「専門課程」に進むには基礎課程を修了していることを要件とする。ただし、職務上必要な研修の受講はこの限りではありません。</p> <p>③ガイドラインを見直すとともに、内容を最低限社会福祉士に共通に必要な力量を研修するもの(共通基礎を中心)に充実します。</p>
共通研修課程／専門分野別研修課程(新専門課程)	<p>①「共通研修課程」は、基礎研修の履修と平行して受講できる。</p> <p>②「共通研修課程」は、社会福祉士に共通に必要な力量を向上させるものとする。必修の研修はない。</p>	<p>①「専門課程」は、原則として基礎課程を修了していることを受講の要件とします。</p> <p>②「専門課程」の「共通研修」は社会福祉士に共通に必要な力量を向上させるものとし、必修の研修を含むものとします。</p>

	<p>②「専門分野別研修課程」を特定の専門性を高める課程として、一定の要件を満たす分野別研修を指定し、位置づける。指定されないと「共通研修」となり、研修内容からみて基準がわかりにくい。</p>	<p>②「専門課程」の「共通研修」「分野研修」とともに段階を設けます。 ・現行の研修については位置づけについて見直しを行っています。</p>
ステップアップの考え方	原則としてステップアップの考え方ではない。特定の分野の研修にステップアップ研修を組み込んでいるが、研修制度の中での関係性がわかりにくい。	制度全体をステップアップが見えるように整理します。「共通研修」も、「分野研修」もそれぞれステップアップが見えるようにします。
申請制度	<p>①「共通研修課程修了申請」は、3年間で60単位以上の受講。「専門分野別研修修了認定申請」は、個別の研修の修了の認定。</p> <p>②「共通研修課程」は3年ごとに申請を繰り返す。申請のための履修単位は3年で消滅する。(4年以上前の研修は申請できない。)</p> <p>③申請の対象となる研修は、研修計画に基づいていれば自己申告で認められる。</p>	<p>①「共通研修」「分野研修」の修了がセットで「専門課程修了認定」になり、バランスのよい研修受講が必要になります。</p> <p>②「専門課程」は基本年限を5年として研修受講、修了申請をすることになります。申請のための履修単位は5年を過ぎても消滅しません。</p> <p>③申請の対象となる研修は、限定されます。(専門社会福祉士認定制度と連動するように調整中です。)</p>
その他	他の制度との関係は特にない	<p>①『新 社会福祉援助の共通基盤 第2版』については養成課程カリキュラムから連動するように見直しました。</p> <p>②専門社会福祉士認定制度との関係について調整を行っています。</p>

◎支部での研修開催について

論点項目	支部や生涯研修委員などから出されている現行の課題	本部支部の役割分担と取り組み
人（企画運営体制）	①担当者に任されており組織的な対応ができない。担当	①支部生涯研修センターを設置し、個人の責任ではなく支部

	<p>者の負担が大きい。</p> <p>②リーダー養成をうけていない者にもスタッフをしてもらわないと回せない。</p> <p>③研修を企画運営するスタッフが固定化している。研修委員のなり手がない。</p>	<p>として組織的に研修の企画運営をお願いします。</p> <p>②リーダー養成研修を受けた者が研修内容を支部内で伝達し支部スタッフを育てていくようにお願いします。</p> <p>③段階的に上位の研修課程を修了した者については、研修の講師・ファシリテーターとして登用するなどするよう対応をお願いします。</p>
金（財政）	<p>①財政的に支援して欲しい。</p> <p>②受講費をとると受講者が集まらない。</p>	<p>①支部として財政のあり方の検討をお願いします。</p> <p>②社団法人としての会の組織運営などについて、会員にも理解していただく必要があります。そのためにも「基礎研修」での本会及び支部についての説明は丁寧にするなどの対応をお願いします。</p>
物（資源）	<p>①研修プログラムを示して欲しい</p> <p>②教材を提供して欲しい</p> <p>③講師を紹介して欲しい。</p> <p>④研修の履歴の管理を簡単にで</p>	<p>①必修の研修は、本会がガイドラインやプログラム例を示すことができるようにする予定です。</p> <p>②必修の研修は、本会が中心となる教材の作成をしていく予定です。</p> <p>③研修内容に応じて適任者は変わるために、一律に紹介はできません（本が執筆できることと、講義ができることと、演習ができることはイコールの関係ではありません）。段階的に上位の研修課程を修了した者については、研修の講師として登用するなど支部としても工夫していただくようお願いします。</p> <p>④研修の履歴管理システムを検</p>

	きるようにして欲しい	討しています。
会員の研修受講	<p>①受講者が少ない。受けることについてのメリットが欲しい。</p> <p>②出産・育児などで研修が受けられない場合についての配慮が欲しい。</p>	<p>①研鑽をするのは社会福祉士としての責務です。メリットがあるから学ぶのではなく、メリットを作れるように実践力をつけていくことを会員に理解していただくことが必要です。</p> <p>②新制度では申請のための履修単位は消滅しません。なお、研修の受講機会保障のためのシステムについても検討を行っていく予定です。</p>

新生涯研修制度立ち上げスケジュール（案）

年度	月	年	2010年度												2011年度												2012年度																			
			6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
アカティン	新制度施行																																													
概要決定																																														
支部との調整	全生研会議・支部長会議 (青子認明)																																													
現臣監修	生涯研修制度基本規則 生涯研修センター運営規則 研修規程 研修細則 管理制度構築																																													
制度骨子	生涯研修センター組織 研修体系 事業運営指針(申告手数料)																																													
本地課程内容	プログラム開発 教材開発 教材伝達評定 基礎研修の開始																																													
専門課程内容	研修単位の考え方(必修・選択) 本会研修化分け(審査計画) 共通基盤研修 研修内容・研修認証方法 研修履歴 (専門社会福祉士専修スクール)																																													
研修監修管理	他団体監査 業者選定 プログラム開発・検討会 講題採了申請																																													
伝播推進	ホームページ・ニュース・ビデオ 『手引き』の配布																																													

送付先：日本社会福祉士会企画課（担当：清水）
FAX:03-3355-6543 E-Mail:shimizu@jacsu.or.jp

都道府県社会福祉士会またはブロックにおける実践研究の状況に関するアンケート

(千葉県) 支部 記入者名 (染野貴寛)
記入者連絡先: 080 — ■■■■ — ■■■■

1. 貴会及びブロック（広域）単位での「実践研究」活動についてお伺いします。

(1) 「実践研究」の範囲には概ね以下の活動が含まれますが、現在、行っているものに○印をつけてください。

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| A. 会員の実践発表会（症例発表会）等 | → (定期的に実施・不定期に実施) |
| B. スーパービジョン等（個別、グループ、ピアを含む） | → (定期的に実施・不定期に実施) |
| C. 研究誌等の発行 | → (定期的に発行・不定期に発行) |
| D. 事例集等の発行 | → (定期的に発行・不定期に発行) |
| E. 会員の実践活動の評価（効果測定）等 | → (定期的に実施・不定期に実施) |
| F. 社会調査や各種マーティング等 | → (定期的に実施・不定期に実施) |
| G. その他 () | → (定期的・不定期) |

*上記に該当する活動を実施している場合、関係資料を本アンケートに添付してお送りください。

(2) 支部等で会員の各種「実践研究」活動を進めるための勉強会等を開催していますか。

(例えば、事例のまとめ方、論文の書き方、スーパービジョン、効果測定の方法等を学ぶ勉強会など、「実践研究」そのものではなく「実践研究」の前提となる勉強会を意味します。) ⇒「実践研究」のための基礎力を高める、「実践研究」の方法を学習する、などなど。

- | |
|-----------------------------|
| A. 支部で開催している |
| B. ブロックで開催している |
| C. 開催する予定（計画）がある (未定 年頃から) |
| D. 開催しておらず、予定もない |

□ ※A・Bと回答された場合、関係資料があれば本アンケートに添付してください。

A・Bと回答した方は、次の2点についてお書きください。

- 勉強会等の名称 ()
● 開催頻度 ()

2. 支部組織の中に会員の「実践研究」を推進するための委員会等がありますか。（ある・ない）

→ある場合、その名称と活動内容等について記入してください。

※例：学術研究委員会、調査研究委員会等

委員会名： 研修委員会 研修啓発部会 委員数： 10 人

委員会の活動内容（事業計画概要または「実践研究」に特化した内容等）

（例：スーパーバイザー養成、研究誌や事例集の編集等）

3. 生涯研修制度の改正、専門社会福祉士認定システムの構築などを見すえて、支部やブロックで「実践研究」に関して新たに始められた取組みや計画等がありましたら記入してください。

4. 会員の「実践研究」の支援について、課題（障害等）を感じていることをご自由にお書きください。

5. 会員の「実践研究」の支援について、今後取り組んでいきたいことをご自由にお書きください。

6. 学会運営委員会に対して、ご意見やご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました